

令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務 委託仕様書（案）

1 目的

近年、貧困や人権問題、地球温暖化などの世界的課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められている。

このSDGsを達成するには、消費者一人ひとりが自らの消費が社会や世界に与える影響を自覚して、人や社会、地域、環境に配慮した「エシカル消費」に取り組んでいくことが重要であるが、県内でのエシカル消費に対する認知度はまだ低い状況にある。

そこで、県民のエシカル消費の認知度向上を図り、実践へとつなげることを目的とした各種広報等業務を実施するものである。

2 委託業務名

令和7年度エシカル消費普及啓発に係る広報等業務

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）映画広告の制作・配信

幅広い年齢層にエシカル消費の意義や具体例をわかりやすく伝える啓発動画を制作し、映画館で映画が上映される前に流れる動画広告（以下「映画広告」という。）として、青森県内の複数の映画館において配信する。なお、制作した広告は、青森県ホームページやSNS上での公開も想定している。

ア 映画広告の企画立案・制作

- ・30秒の映画広告として制作すること。
- ・実写・アニメーションは問わないが、青森県エシカル消費マスコットキャラクター「エシル」（以下、「エシル」という。）を使用すること。
※キャラクターの参考資料として、県の所有するイラストデータを提供する。
- ・幅広い年齢層において理解しやすく、また、複数年にわたり放映できるような、普遍的な内容とすること。
- ・単に「エシカル消費」に関する情報を伝えるだけではなく、観る人の興味を引き、印象に残るような内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。

イ 映画広告の配信

- ・映画広告配信に携わる映画館広告の専門代理店等との連絡調整等については、委託者が行うこと。

- ・映画広告を配信する映画館は、イオンシネマ新青森、イオンシネマ弘前、TOHOシネマズおいらせ、シネマヴィレッジ8・イオン柏の4箇所とする。
- ・映画広告配信回数は上記映画館において上映する全作品の本編前（全スクリーン）とする。
- ・映画広告配信期間は連続した13週間とし、開始時期は7月とする。
- ・映画広告配信映画館及び期間は上記を基本とするが、日程確保ができない又は受託者の責めによらない事情によって配信が困難な場合は、県と協議の上、同等以上の広報効果が見込まれる代替案を提出し、承認を受けること。
- ・映画広告配信期間中に広告を視聴した人数が月ごとにわかるレポートを、配信終了後1ヶ月以内に提出すること。

（２）牛乳パック広告

青森県産牛乳（荻原牛乳）の広告欄にエシカル消費に関する広告を掲載する。

ア 掲載期間

原則4か月（連続した期間でなくてよい）

イ 留意事項

- ・牛乳の製造会社との連絡調整は受託者が行うこと。
- ・牛乳パック広告の制作にあたっては、エシカル消費の認知度向上につながるデザインとすること。（「エシカル消費」という言葉と「エシル」のイラストは必ず入れること。）
- ・やむをえない事由により、実施が困難になった期間がある場合は、県と協議の上、同等以上の広報効果が見込まれる代替案を提出し、承認を受けること。

（３）エシカル消費普及啓発品の制作

県主催イベント等で配布するためのエシカル消費普及啓発品を制作する。

ア 普及啓発品の仕様

①手ぬぐい

350mm×900mm 程度 表1色以上 個別OPP袋入り 3,000本

②エコバッグ

410mm×380mm 程度 ポリエステル素材 表1色以上 2,000個

③パンフレット

エシカル消費啓発パンフレット（市販品、A4サイズ）にセンター名及び「エシル」を記載したもの 5,000冊

④啓発品配布用封筒

角2封筒 表1色 FSC認証マーク付き 2,000枚

イ 納品期限

令和7年8月29日（金）

ウ 留意事項

- ・普及啓発品の制作にあたっては、エシカル消費の認知度向上につながるデザインとすること。（「エシカル消費」という言葉と「エシカル」のイラストは必ず入れること。）
- ・手ぬぐいとエコバッグについては、「エシカル」という文字が見える状態で配布できるようにデザインや折り方を工夫すること。
- ・より効果的に普及啓発できる啓発品のアイデアがあれば、現在の納品数を下回らない範囲で提案すること。

（４）エシカル消費総合案内ウェブページリニューアル

県消費生活センターのウェブサイト（<https://www.aca.or.jp>）内に設置されている県民向けエシカル消費総合案内ウェブページについて、エシカル消費に関する最新の情報をよりわかりやすく発信するとともに、エシカル消費の認知度向上につなげるため、ウェブページのリニューアル（再構築）を行う。

ア 既存コンテンツの更新

- ・下記の現行ウェブページ構成に含まれるコンテンツは原則として作成すること。ただし、構成は下記項目別とする必要はなく、利用者にとっての「わかりやすさ」「使いやすさ」という点を重視し、エシカル消費に興味・関心を持ってもらうための見せ方や構成を提案すること。
- ・エシカル消費の意義を説明するページについて、（１）で作成した動画を掲載すること。
- ・県内のエシカル消費に関する取組例や商品の紹介をするページについて、受託者において、県内のエシカル消費に関する最近の取組事例や商品を調査するなどして、最新の情報を載せること。なお、既存の掲載内容に捉われることなく、利用者がエシカル消費に関する取組や商品が自分の身近にあることを知り、興味を持つような内容であればよい。
- ・各種新着情報のページでは、上記（１）～（３）の業務に関する周知を行うこと。具体的な周知内容は別途協議の上決定する。

【現行ウェブページの構成】

項目	内容
エシカル消費って何？	【動画】２分でわかるエシカル、エシカル消費の意義、SDGsとの関係、認証ラベル・マークの紹介
Aomoriのエシカル	県内のエシカル消費に関する取組例や商品の紹介
お知らせ	各種新着情報
Instagram	公式 Instagram への誘導

イ ページデザイン・構成

- ・ページ全体のデザインを新しくすること。
- ・デザインと仕様は全体を通して統一性のあるものとする。

- ・トップページは「エシカル消費」を知らない人でも興味を引くデザインとし、利用者が必要とする情報へ容易にアクセスできるように配慮すること。

ウ コンテンツマネジメントシステム（CMS）の構築

- ・専門的知識を持たない職員であっても、簡易にウェブページの情報を更新できるシステムを導入し、少なくとも各種新着情報のページについては、担当職員が随時に情報の更新や新規追加ができるようにすること。なお、それ以外のページについても職員が更新等できるようにするか別途協議の上決定する。
- ・CMSに関する利用マニュアルを作成するとともに、担当職員に対して操作説明を行うこと。

エ 再構築に関する事項

- ・再構築するページは県消費生活センターのウェブサイト (<https://www.aca.or.jp>) 内に設置されているため、再構築作業については同センターのウェブサイト担当者と協議の上、対応すること。
- ・ドメインは既存ドメインを使用すること。
- ・マルチデバイスに対応可能なレスポンシブデザインでの設計とすること。
- ・「青森県情報システムアクセシビリティガイドライン」に準拠すること。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/contents/files/guide_all.pdf)
- ・ブラウザ、デバイスの対応は、一般的で、かつサポートされているブラウザでの利用が可能なものとする。
- ・ウェブページ再構築に必要な環境（ハードウェア、ソフトウェア環境等）は、受託者が用意すること。なお、再構築に使用する環境においては、ウイルス対策、セキュリティホール対策、十分なセキュリティ対策が実施されていること。
- ・ウェブページ再構築を行う場所は、受託者が用意すること。なお、再構築場所においては、必要なセキュリティ確保を図ること。
- ・社会一般で通常実施されるウェブページ再構築における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは、県と協議することができる。
- ・事業目的に資する新規コンテンツの提案があれば、積極的に提案すること。その場合に必要予算は見積書に含めること。

オ 制作スケジュール

ウェブページの本格運用開始は令和8年2月末を期限とし、具体的なスケジュールについては、別途協議の上決定する。

5 成果品の提出等

(1) 成果品

- ア 4(3)の啓発品（手ぬぐい、エコバッグ、パンフレット、封筒）
- イ 業務報告書（紙及びデータ）

ウ その他業務実施にあたり制作した著作物・デザインのデータ

(2) 提出期限

令和7年8月29日(金)・・・上記(1)ア

令和8年3月13日(金)・・・上記(1)イ及びウ

(3) 提出場所

青森県交通・地域社会部地域生活文化課(南棟2階)

6 著作権等

- (1) 本業務に係る成果品については、成果品に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
- (2) (1)において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (3) 受託者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

7 その他

- ・委託業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。また、他人の名誉、信用、プライバシー、肖像権、その他の権利を侵害しないこと。
- ・委託業務の実施にあたっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上決定する。